

# 陳渉から劉邦へ

——秦末楚漢の国際秩序——

松 島 隆 真

【要約】 秦始皇帝の統一支配を終了させたのは陳渉の蜂起に始まる争乱だが、この秦末より項羽と劉邦の対決として知られる楚漢戦争までの時期は、戦国後期の状況への回帰と看做されるのが通常である。しかし、かかる戦国後期という枠組みへの回帰をもたらしたメカニズムについては、これまで十分に考察されることがなかった。本稿はこの観点から陳渉挙兵後の状況を国際関係として把握し、個々の事件の展開から、一定の傾向とルールを有した当時の国際秩序の具体相を明らかにした。ついで、本稿で復元された叛乱当初の国際秩序から見えて特異に映る項羽の十八王分封体制も、分封以前の国際秩序に制約された結果がもたらしたものであること、また楚漢戦争の意義は、戦国中期以前の状況を指向した項羽の体制より、分封以前の戦国後期的な国際状況へのゆりもどしとして考えることができる。

史林 九七巻二号 二〇一四年三月

## はじめに

秦末漢初の状況の端緒となったのは、二世皇帝元（前二〇九）年七月における陳渉（陳勝）の挙兵と張楚の建国であった。その意義が漢代でもよく認識されていたことは、高祖劉邦が碭の地に陳渉のための守冢を置いて祭祀させたことに窺え、<sup>①</sup> また出土資料からも長沙馬王堆三号漢墓出土帛書『五星占』に張楚紀年使用が確認される（田余慶一九九三頁）。「史記」が陳渉世家を立てたのは、当時の「常識」に準拠したのである。では何故、陳渉は高く評価されたのか。『史記』陳渉世

家は陳涉祭祀の記述に先立ち「陳勝已に死すと雖も、其の置遣する所の侯王將相竟に秦を亡ぼすは、涉の事を首むるに由るなり」と述べ、諸国合従のもと秦を滅ぼす先駆者となったことを評価したのである。

さて、陳涉の乱を扱った論考は多数あるが、これまで乱の意義は専ら「農民叛乱」の要素が強調され、上掲の『史記』の陳涉評価は永らく検討されなかった。一方で田余慶一九九三は漢代の陳涉評価を手がかりに戦国以来の秦楚対立の構図を指摘し、漢を「張楚の法統」を継いだものと位置づけたが、これは陳涉の乱に国際関係の視座からの歴史的意義を付与するものであった。李開元一九九八は田氏の提起を受けて、陳涉率兵から漢初までの諸王国の展開と政体の変遷を分析し、王の身分的出自を軸として①平民王政・②貴族王政・③軍功王政・④新貴族王政の四期区分を提唱し、個別の局面の主導者として①陳涉・②楚懷王心（実質は項梁）・③項羽・④劉邦の名を挙げた。そして③の項羽の十八王分封を「楚の封建」と称し、前漢時代の「郡国制」の起源をそこに求めた。しかし李氏は、「郡国制」確立の以前以後のどちらの時期においても、国際関係の内実、あるいは国際秩序がいかなるものであったのかについて、王の身分的出自以外の、具体的事例は挙げていない。だが国際関係を論するのであれば、その主要な構成員である王たちが、王として存在しうる根拠についても、国際秩序の側面から問う必要があるう。

翻って秦末漢初は戦国時代へ回帰した時期とも看做されるが、かつては戦国期の状態自体も含めて、その内実が具体的に論じられることは稀であった<sup>④</sup>。もっとも現在ではすでに大櫛一九九五が、斉湣王の敗滅（秦昭襄王二十三（前二八四）年）、楚の拔郢・東遷（昭襄王二十九（前二七八）年）を経て秦の六国への優位が確立した戦国後期における「来るべき秦の天下のあり方」についての言説を取り上げて、秦は他国の併呑・郡県化を意図せず、あくまで優越的な地位への指向にとどまっております。かかる関中政権の関東（函谷関の東方、関外・山東とも）の諸国への優位を前提とした国際秩序は漢初にも継続したとする。近年、急速に進む「郡国制」の再評価も、上掲の李氏の示した政治史的図式とともに、大櫛氏の提供にかかると国際秩序論的・地政学的な見取り図が寄与している。

だがそのような観点、特に地理的状況に依拠する視座からでは、関東を拠点に「天下」を差配せんとした項羽の十八王分封体制をどのように見るべきか、という問題が残る。⑥無論、前掲の田氏を含めて、秦打倒の主力を為し、項羽政権の母胎となった、楚の文化的独自性や反秦意識などが注目されているが、その視点からでは楚が「諸国合従のもと」秦を打倒したことが後景に退き、項梁・項羽の率いた集団の発展史としてしか十八王分封体制を描けない。一方これまで秦末・楚漢戦争期は、秦漢史の視座から前漢国家の形成が専らトピックとされ、「郡国制」再評価の機運が上昇した近年においても、楚漢戦争期における「郡国制」の形成過程が所謂「劉邦集団」とその延長にある漢王朝の発展史として理解される。⑦だが漢王朝（ないしは「劉邦集団」）も、諸勢力入り乱れる当時においては、プレイヤーのひとつに過ぎない。本稿はかかる観点から、秦・楚などの諸侯国・地域の独自性を包摂し、漢王朝をも俯瞰する視野から、劉邦が即位した高祖五（前二〇二）年以前の秦末楚漢の諸状勢の具体相を、国際秩序の側面から考察するものである。

なお本稿に頻出する地名の同定は譚其驥一九八二による。また年月は特に注記しない限り『史記』秦楚之際月表（以下、月表）による。

- ① 『史記』陳渉世家「高祖時為陳渉置守冢三十家碣、至今血食」。
- ② 代表的なものに、影山一九六〇・松崎一九六九・木村一九七九・漆俠一九七九などがある。また近年の陳渉論には柴田二〇一一があり、陳渉は後統の叛乱とは異なって、多様な地域に出自した、普通の編戸民を糾合したことを意義とする。そのうえで柴田二〇一一aは、乱の展開過程を、拠点となった場や担い手に着目しつつ論ず。
- ③ 例えば大庭一九八二は、陳渉や楚漢戦争に直接言及しないものの、呉楚七国の乱を「戦国時代の秦と六国の対立の再現」と看做し、そこに至る漢初の政治史を「秦の皇帝支配に対するゆりもどしの時期」とする（二五頁）。
- ④ その原因に、かつて研究史上の空白域であった春秋期をはじめとする先秦史への知見の不足に起因する側面がある。もともと現在では、春秋期の国際関係を含む政治的秩序については吉本二〇〇五があり、春秋中期の中原における周王―覇者―諸侯の三層からなる「覇者体制」を論じている。だが戦国期研究は専ら秦漢史から遡上してなされたこともあって、より以前の時代を扱った研究成果と照合されることがなかった。
- ⑤ 漢初における「郡国制」の有効性を論じた杉村二〇〇五や、「郡国制」という術語自体を否認する阿部二〇〇八が代表的である。なお近年の一連の「郡国制」再評価の動向については松島二〇一三がある。
- ⑥ 項羽の十八王分封については、廖伯源一九九七や柴田二〇一二b。また概説書ではあるが藤田二〇〇六や佐竹二〇一〇にも、分封に論及

した箇所がある。

⑦ 楚文化の独自性を扱ったものには劉和忠一九九五。また楚の反秦意識については陳蘇鎮二〇〇一（一〇一三五頁）。

⑧ 代表的なものに、西嶋一九四九・増淵一九五一・守屋一九五二がある。

る。また近年のものに、柴田二〇一三がある。  
⑨ 橋身二〇一〇は、楚漢戦争勃発後の漢王朝の動向から「郡国制」の形成過程を描く。

## 第一章 陳涉挙兵から懷王政權まで

本章では、議論の前提として、まず秦末争乱の拡大過程を概観する。

### (1) 趙の自立まで

二世皇帝元（前二〇九）年七月、潁川陽城<sup>①</sup>のひと陳涉は戍役に向かう途上、ともに徴発された陳郡陽夏のひと吳広と九百人の集団を率いて、泗水郡蕪県大沢郷に蜂起した。陳涉は挙兵の際に符離（蕪に近接する）のひと葛嬰に東方を攻略させるとともに、鉦・鄼・苦・柘・譙を次々と下して陳に割拠、王を称して張楚を国号とした。そして仮王吳広に滎陽を撃たせるとともに、八月から九月にかけて陳の賢人周文、同じく陳人武臣、汝陰人鄧宗にそれぞれ秦・趙・九江を撃たせた。陳涉政權には他にも、上柱国となった上蔡人の房君蔡賜など陳郡出身者、陳涉と同郷の鄧説、行軍中の加入であろう鉦人伍徐・宋留もおり、陳涉の涓人であった呂臣は新陽と深い縁を持つ。

陳に逃れていた魏都大梁のひと張耳・陳余も、陳涉政權に加わった。張耳と陳余の深い因縁はよく知られるが、叛乱直後における彼らの言動が史実かどうかは次章に述べるように問題がある。しかし武臣の北征の際に、張耳・陳余も左右校尉として従軍したことまでは否定できない。武臣は邯鄲占領後の八月には趙王を称し自立し、張耳は右丞相、陳余は大將軍となった。張耳陳余列伝はこれを張耳・陳余の献策によるものとして描くが、また「人をして陳王に報せしむ」と、即位の事実を陳涉に報告したことに触れる。一方でこれを知った陳涉は当初大怒したが、結局は「陳王使者をして趙を

賀せしむ」（張耳陳余列伝）と武臣即位を慶賀し、同時に入関戦への従軍を求めた。もつとも武臣は要求通りには動かず、上谷卒史であった韓広が燕地に派遣された。だが韓広もまた自立し、九月には燕王となったのである。

（2）魏の自立から陳渉敗死まで

以上のように、叛乱側諸勢力は連鎖的に自立しつつあったが、この動きは張楚政権内部からも現れた。その一例が魏人周市である。周市が魏の復古を行うまでの過程を、陳渉世家によつて追跡すれば以下の通りである。

周市北のかた徇地して狄に至るに、狄人田儼狄令を殺し、自立して斉王となり、斉を以て周市に反撃す。市の軍散り、還りて魏地に至る。魏の後故の甯陵君咎を立てて魏王と為さんと欲す。時に咎陳王の所に在り、魏に之くを得ず。魏地已に定まり、相い与に周市を立てて魏王と為さんと欲するも、周市肯んぜず。使者五たび反りて、陳王乃ち甯陵君咎を立てて魏王と為し、国に之かしまむ。周市卒に相と為る。

このように周市は陳渉のもとで北方を徇地した際<sup>②</sup>、渤海湾に程近い狄にまで達するが、そこで挙兵した田儼（田斉の末裔）に敗れた。魏地が定まつてのち、周市は魏王に擬せられたが、魏咎（魏の後裔）の擁立を欲していた彼はこれを受けず、結局陳渉は自らのもとに逗留していた魏咎を魏王として帰国させたという。魏豹彭越列伝に拠れば、周市擁立が取りざたされた際、「斉・趙車各五十乗を使わして、周市を立てて魏王と為さしむ。市辞して受けず、魏咎を陳に迎う。五たび反りて、陳王乃ち咎を立てて魏王と為さしむ」と、斉・趙からも周市擁立の要求があったことも記される。また月表は、田儼即位を二世二（前二〇八）年一〇月、斉・趙の周市擁立要求を十一月、魏咎帰国を十二月とする。月表には「車五十乗」の記述こそないが、斉・趙の周市擁立要求は存在することは見逃せない。要するに周市は斉・趙と提携したのである。結果として陳渉は、周辺国からの輿望のあった周市ではなく、魏咎を王とした。そもそも陳渉は、魏咎の帰国に積極的ではなかった。その象徴が、世家・列伝の双方にある「五たび反りて」の語である。だが他国からの支援を得て勢力増大を

はかる周市を牽制するため、魏咎帰国の容認に至ったのである。もともと斉・趙の要求自体が、魏咎帰国を承認させるための周市の術策であったのかもしれない。

魏咎帰国に前後して、邯鄲では趙王武臣が死去した。部将李良が突如叛旗を翻したからである。混乱に乗じて張耳は信都に抛り、一月には趙氏の後裔である趙歇を立てた。すでに前年末九月に周文が入関戦に敗れて以降、章邯率いる秦軍は逆襲に転じていた。張耳陳余列伝を見る限り李良造反の遠因は、彼が太原攻略を遂行できなかったことにある。陳涉とその影響を受けた勢力は、秦の反攻によって退潮しつつあった。そして章邯は滎陽を攻撃していた楚軍を破り、許を経て陳を降した。一二月、陳涉は下城父に逃れるも、その地で御者莊賈に殺害された。陳涉自身の叛乱はここで終わったが、彼<sup>③</sup>の涓人であつた呂臣は倉頭軍を率いて新陽を進発し、陳を奪回した。章邯は陳の陥落後、北上して魏の攻撃に移つたが、この僅かに生じた空白のなかで、呂臣は陳涉の後継者になつた。もともと陳の地はその後、再度秦軍に奪われることになる。

一方、魏咎は帰国するやいなや、章邯と臨済において対峙することになつた。この合戦は、戦闘期間が約六箇月に及ぶほどの大規模なものであつた<sup>④</sup>。復活した諸国は、これだけの長期戦を戦い抜く実力をすでに備えていた。そして臨済戦が長期化しつつあつた二月に、新たに項梁が南方から登場するのだが、その前に陳涉の影響力の及ばなかつた泗水郡以東の楚地や斉地の状況を記述しておかねばなるまい。

### (3) 楚王景駒と斉王田儼

泗水郡以東において早くから別の潮流が形成されていたことは、陳涉率兵当初の八月に東方経略を任された葛嬰が九江東城のひと襄彊を王とするも、翌月、陳涉が王となるのを聞くや彊を殺害した事件からも窺うことができる。また正確な時期は不明だが、陳涉即位ののち、陵人秦嘉・鉅人董緜・符離人朱鷄石・取慮人鄭布・徐人丁疾らは東海郡守を郟に包圍

したが、そのような泗水・東海郡の淮北地域出身者の動向に対し、陳渉は武平君畔を將軍として派遣するも、秦嘉はこれを快く思わず、王命を矯めて武平君を殺害した事件もある。景駒が秦嘉によって楚王に擁立されたのは陳渉の死以降だが、実質的には泗水・東海地域ではすでに秦嘉を中心とした勢力が形成されていたことを、ここから知ることができる。景駒は、屈氏・昭氏と並び称される楚の世族景氏の後裔であろう。秦嘉のふるまひは、旧王族・貴族層を旗印にしたという意味で、周市や張耳・陳余に類似する。

陳渉世家によれば、景駒擁立を果たした秦嘉は、斉と提携を図るべく公孫慶を遣わしたという。しかし斉王田儼は、「聞くならく、陳王 戦に敗れ、其の死生を知らず、楚 安ぞ請わずして王を立つるを得ん」と、公孫慶を難詰した。公孫慶も、「斉 楚に請わずして王を立つるも、楚 何故に斉に請いて王を立つるか。且つ楚 事を首め、当に天下に令すべし」と反論したが、田儼に誅殺された。田儼の公孫慶への詰問は通常、景駒即位の是非を斉に請わなかつたことを直接に難じたものと解釈されてきた。<sup>⑤</sup> 確かに結果的にはその通りだが、田儼自身への承認要求という解釈では、陳渉の敗走・生死不明に言及される意図を読み取り難く、また「請」の目的語もない。田儼の科白は、「楚はどうして誰にも請わないで王を擁立することができたのか」と、アイロニーを含んで解釈されるべきであろう。もともと月表からは別の構図が浮かぶ。月表の斉欄では、公孫慶派遣（と誅殺）の前月の二年端月（正月）に、「景駒を讓むるに擅に自ら王たりて我に請わざるを以てす」とある。『史記』十表等に類見する「我」は主体となる国を指すものであつて、田儼の一人称ではなく、したがって文自体も口頭での発話ではない。また陳渉世家の記す景駒政権の斉への提携の申し出も史実ではないだろう。<sup>⑥</sup> 二月の公孫慶の派遣は、月表の記すように、前月の「讓」への対処と解するべきである。

#### （4） 項梁の登場と懷王政權

先に述べたように項梁の登場は、長期戦となつた臨濟戦のさなかのことである。項梁は、前年末の九月に呉郡会稽より

挙兵し、二月に揚子江を渡って陳嬰や黥布（英布）らを取り込み、中原に姿を現した。陳嬰は項梁に合流する以前、東陽の少年たちに王に推されるも、母の助言によって辞したことで知られる。黥布はもともと江中の群盗であったが、このとき陳を追われた呂臣と提携していた。四月、項梁は景駒・秦嘉を打倒し、さらに臨済が陥落した六月には懷王心（のちの義帝）を擁立して盱台に都をおき、陳嬰は上柱国、項梁は自ら武信君と号する体制が発足した。秦軍が臨済に釘付けにされていたことが、懷王政権成立を可能にしたといっても過言ではないのであり、まさしく臨済戦こそが秦末状況の最初の転機となった合戦といえることができる。六月には新たに韓王成も擁立され、六国はすべて出揃った。そして七月、項梁は東阿に逃れた魏・斉の救出作戦を敢行し、九月には臨済陥落時に自決した魏咎に代わって、魏豹が新たに魏王となった。⑧

一方斉では臨済戦における田儻の戦死を受けて、七月田儻（戦国斉最後の王田建の弟）が王に擁立され、田角・田間の兄弟がそれぞれ相・将となった。田儻は最初に政権を立てたものの、田儻一族のみがすべての斉人に支持されたわけではない。何故なら斉地においては戦国以来田氏の有力者が数多く存在していたからである。血統的に優越する田儻への結果は当然であった。楚・趙において発生した政権交代が、斉でも半年遅れで発生した。これに対して田栄は翌八月クーデタを起こし田儻の子田市を擁立、放逐された田儻は楚に逃れ、田角・田間兄弟も趙に逗留することになった。九月、項梁は趙・斉に対してもに章邯を撃つことを提案したが、田栄は楚・趙に田儻らの殺害を要求して楚の拒絶を被った。そして項梁は、斉の独自行動をしりぬに、定陶攻撃に突入する。

以上が楚を中心とする諸国合従確立までの流れである。この楚を軸とする布陣は、九月の定陶における項梁敗死を経てもおお、懷王が盱台を離れ、より前線に近い彭城に移るといふ行動によって維持された。そして懷王政権の新たな陣容として、呂臣が司徒となり、その父の呂青が令尹として政権に参画する。一方で上柱国の異動は伝えられないから、陳嬰が引き続きその地位を維持したのだろう。また項羽は長安侯・魯公、劉邦も武安侯・碭郡長とされた。全般的に懷王主導のもと、複数の勢力のバランスをとることを図ったと見てよい。もともとこの陣容は直後の事件により変容を迫られるが、



それについてはしばらく措き、次章では以上の経過を踏まえて、秦末の国際政治の構図を概観しよう。

- ① 陳渉の本籍地である陽城の所在についての議論は古くから存在するが、詳細は辛德勇二〇〇五（六一頁）を参照されたい。本稿では辛氏の見解に従い、陳渉は今の河南省登封県にあたる潁川郡陽城に出自したものとする。
- ② 『史記集解』所引の徐広説は、「北」は臨済を指すものとする。
- ③ 涓人（中涓）については守屋一九五二を参照。なお陳渉世家では「涓人將軍」という称謂で記される。陳渉に近侍していたことを主張する目的での名乗りであろうか。
- ④ 『史記』魏豹彭越列伝「章邯已破陳王、乃進兵擊魏王於臨済。魏王乃使周市出請救於齊・楚。齊・楚遣項它・田巴將兵隨市救魏。章邯遂擊破殺周市等軍、圍臨済。咎為其民約降。約定、咎自燒殺」。『史記』田儵列伝「秦將章邯圍魏王咎於臨済、急。魏王請救於齊、齊王田儵將兵救魏。章邯夜銜枚擊、大破齊・魏軍、殺田儵於臨済下。儵弟田榮收儵余兵東走東阿」。このように魏豹彭越列伝においては齊・楚の臨済援兵と周市戦死後に臨済包圍が開始されるが、田儵列伝では章邯が臨済包圍を開始してのち、齊王田儵親率の救援軍が敗北したとする。他方で月表の臨済戦についての事項を拾えば、「（二年端月）章邯已破渉、圍咎臨済」・「（四月）臨済急、周市如齊楚請救」・「（六月）咎弟約走東阿」とは六箇月に及んだことが見える。
- ⑤ 野口一九六九八一頁、藤堂・福島一九八四一六八頁、小竹・小竹一九九五一一三〇頁。
- ⑥ 『史記』陳渉世家は楚齊の提携につき、「秦嘉等聞陳王軍破出走、乃立景駒為楚王、引兵之方与、欲擊秦軍定陶下」と記す。雍齒に離反された劉邦が景駒政権に参加したのは二年正月だが、その契機は松島二〇一〇二に見たように、十一月に魏人周市が劉邦から方与を奪取した
- ことにあり、周市にすれば方与の獲得はかの地が劉邦に属する豊と亢父に挾撃されるという形勢の出現であった。翌月の豊を準備していた雍齒の離反はその結果であり、劉邦は景駒政権に属している間、豊の奪回すらできなかった（五頁）。以上の経緯に鑑みれば、二年正月・二月の時点で方与は魏の保有にかかり、景駒政権の勢力範囲外である。また秦軍もこの時期は臨済に魏軍と戦っており、定陶には到達していない。このように陳渉世家の記す軍事的状況は全く架空であり、それを背景とした景駒政権の田儵への提携の申し出も史実ではないだろう。
- ⑦ 韓王成の即位は月表に「（二年六月）韓王成始」と記されるが、具體的な状況は不明である。
- ⑧ 魏豹即位の時期は月表による。ただし月表は魏豹が平陽に都を置いたとするが、この時期に河東平陽の地が秦の支配下から離れたことは他に傍証を得ない。他方で、魏豹彭越列伝は魏の再建について「魏豹亡走楚。楚懷王予魏豹數千人、復徇魏地。項羽已破秦、降章邯。約下魏二十餘城。立豹為魏王」との経緯を記す。懷王が魏豹に軍を与え魏の二十餘城を下した事実は無視できないが、項羽に章邯降伏の記事を挿入したのちに魏豹の即位が記されるように、列伝作成の時点で『史記』は二年九月即位の情報を得ていなかったと推測される。
- ⑨ 『史記会注考証』田敬仲完世家は閻若璩を引いて「人名下係以千字者、當時有此稱。田嬰為嬰子、田文為文子、魏冉為冉子、匡章為章子」と注し、この「諱＋子」の稱謂の類用を戦國期の特徴とする。これはむしろ齊地の傾向というべきだが、その原因として齊には宗室田氏の大臣が多かったことが挙げられる（吉本二〇〇三・四二一―四三頁）。なお、かかる齊の國制の特質については、太田二〇〇七所収の一連の論考もある。

## 第二章 争乱初期の秩序形成、及び陳涉推戴記事の再検討

### (1) 六国復古の諸相

まずは争乱の波及形態と、それが六国復古に及ぼした影響について。ある地域に外部からの軍事的な圧力がかかったとき、外来の武装集団の首領がその地域の王に擁立されるのが陳涉拳兵後数箇月のパターンのひとつだった。その流れの先陣を切ったのが陳涉であり、武臣の趙、韓広の燕がつづいた。逆に斉王田儼の場合は、外部の軍事的圧力からの現地の対抗措置である。このように復古のパターンには多少の差異があったが、陳涉政権の構成員に陳郡出身者が見えることに窺えるように、擁立されたのが外来の武装集団の首領でも、現地住民の支持は重要である。かくして旧六国は叛乱勃発から四箇月程で韓を除き復活した。ただし李開元一九九八が述べるように、復活した国はみな始皇帝に滅ぼされた国であり、始皇以前に滅亡した周・魯・中山などの復古はなく、また葛嬰に使い捨てにされた襄彊や、少年たちの推戴を辞した陳嬰の例が示すように、一国内における複数の王の並立、ないし国家の新設も確認されない。このことは楚王景駒・斉王田仮・趙王歇・魏王豹の即位がそれぞれ陳涉・田儼・武臣・魏咎の死後であり、また斉王田市の擁立が田仮が楚に放逐されて以降であることも、証拠となる。

つづいて復活した諸国に王が擁立された原理について。李開元一九九八は王の身分的出自を重視し、特に陳涉・武臣・韓広のような旧六国の王族・世族に出自した形跡がない人物が王となったこと自体を評価する。そして彼らのような過去に培った政治的遺産を持たない者が王と称することを可能にした原理として李氏は、『史記』張耳陳余列伝所載の陳涉推戴の言から、「功德」を見出す<sup>③</sup>。しかし陳涉世家の推戴の場面では、彼の「徳」に言及されることはない。また武臣の場合には張耳・陳余による説得が伝えられるのみであり、韓広も燕地のものとの貴人・豪傑たちに「楚已に王を立て、趙又た

已に王を立つ。燕小と雖も、亦た万乗の国なり。願わくば將軍を立てて燕王と為さん」（陳渉世家）と説かれるも、彼自身が王となるべき理由が記載されない以上、功德だけでは説明困難である。

(2) 陳渉推戴記事の資料批判と功德原理の不在

実は叛乱当初の時点において、功德の原理を想定することに無理があった。やや煩瑣だが、そのことを以下の張耳陳余列伝の検討を通して明らかにする。

陳中の豪傑父老乃ち陳渉に説きて曰く、「將軍身すから堅を被り銳を執りて、士卒を率いて以て暴秦を誅し、復た楚の社稷を立て、亡ぶるを存し絶えたるを継がしむるは、功德宜しく王為るべし。且つ夫れ天下の諸將に監臨するに、王と為らざれば不可なり。將軍の立ちて楚王と為るを願うなり」と。

この陳渉推戴の言は、以下の『漢書』高帝紀下所載の劉邦推戴の上疏と一部類似する。

……大王陛下、先時秦亡道を為し、天下之を誅す。大王先に秦王を得て、関中を定め、天下に於いて功最も多し。亡ぶるを存し危うきを定め、敗るるを救い絶えたるを継がしめ、以て万民を安んずるは、功盛んにして徳厚し。又た恵を諸侯王の功有る者に加え、社稷を立つるを得さしむ。地分已に定まるも、而して位号比擬して、上下の分亡し。大王功德の著らかなるは、後世に於いて宣べず。昧死再拜して皇帝に尊号を上らん。

両者とも共通して対秦戦における功が喧伝され、また陳渉推戴においては諸將の上に立つために王になるべきと説かれるが、劉邦推戴においても称号が並列では上下の分が失われるので皇帝の尊号を奉ると述べるように、その論法も類似する。加えて傍線に示した「存亡」「継絶」といった『春秋公羊伝』に由来する語の一致も目につく<sup>④</sup>。では、以下の陳渉世家の推戴記事はどうだろうか。

三老豪傑皆な曰く、「將軍身すから堅を被り銳を執りて、無道を伐ち、暴秦を誅し、復た楚国の社稷を立つるは、功宜しく王たる

「繼絶」と。

これと張耳陳余列伝を比べると、鎖線の部分は一致する。しかし「存亡」・「繼絶」の箇所も、陳渉が他の諸將に君臨するべきとした部分も見えない。

列伝における推戴の場面は、以下の諫言につづく。

陳渉 此の兩人（張耳・陳余）筆者注。以下注記せず）に問うに、兩人對えて曰く「夫れ秦無道を為し、人の國家を破り、人の社稷を滅し、人の後世を絶ち、百姓の力を罷れさせ、百姓の財を尽くす。將軍瞋目張膽して、万死一生を願ざるの計を出だして、天下の為に残を除くなり。今始めて陳に至りて之に王たれば、天下に私するを示す。願わくば將軍王たる毋かれ、急に兵を引きて西し、人を遣わして六國の後を立てしめ、自らの為に党を樹て、秦の為に敵を益すなり。敵多ければ則ち力分かれ、与衆ければ則ち兵彊し。此くの如ければ野に兵を交うる無く、県に城を守る無く、暴秦を誅し、咸陽に拠りて以て諸侯に令す。諸侯亡びて立つを得れば、徳を以て之を服す、此くの如ければ則ち帝業成ならん。今独り陳に王たれば、天下の解を恐るるなり」と。陳渉聽かず、遂に立ちて王と為る。

この言に關しては、『文選』第二十四卷曹子建又贈丁儀王粲の李善注に引く陸賈『楚漢春秋』に以下の文がある。

呉広 陳渉に説きて曰く「王兵を引きて西して撃たば、則ち野に兵を交うる無し」と。

太字は張耳陳余列伝との一致点、点線は相違点である。『楚漢春秋』では西方進撃を呉広の献策とし、陳渉に「王」と呼びかけるが、張耳・陳余は登場しない。一方で張耳陳余列伝は逆に六國復古の主張に併せ、陳渉に諸侯国の上位に立つ「帝業」を勧める文言を加える。このように両者は、内容の懸隔にもかかわらず文の一部は類似し、しかも張耳陳余列伝の方がレトリカルであることから見て、『楚漢春秋』の呉広の献策を換骨奪胎して、張耳・陳余の諫言が創作されたと考えられる。陳の「豪傑父老」が王たるに相応しいとした条件である「存亡」・「繼絶」の実行を、張耳・陳余が陳渉に勧めるのは、話の筋立てとしては辻褄が合う。

さらにふたつの陳涉推戴記事を比較すると、張耳陳余列伝が「豪傑父老」とする推戴者を、陳涉世家は「三老豪傑」とする点も目につく。『史記』・『漢書』においては秦末楚漢期より「父老」が多く登場する<sup>⑤</sup>。だが陳涉推戴の場面での郷里社会の指導者「三老」の登場は、『漢書』高帝紀下が高祖二（前二〇五）年二月に三老設置と記すことからすれば、陳涉世家は異例に見える。だが三老はすでに戦国期に、少なくとも秦・趙・斉において確認され、陳涉推戴に三老が登場するのは奇異な光景ではない。一方で秦に確認されることを念頭に置けば、『史記』高祖本紀の法三章制定の場面に父老が登場するも<sup>⑥</sup>、実存するはずの三老が登場しないのはどういふわけだろうか。他方で『史記』高祖本紀は二年二月の三老設置を記載しないが、翌三月には「新城の三老董公」が登場し、劉邦に義帝の死を告げている。このように漢代においては、三老は二年三月までには存在していたとするのが、一般的な認識として定着していた。実際のところ二年二月の三老設置は、「あらためて」三老を置いたというほどのものであろう。

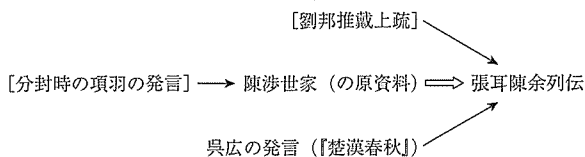
以上の論を踏まえれば、高祖二年以前の事件を記述する文献において三老↓父老の書き換えは想定できても、父老↓三老の書き換えは想定できない。つまり陳涉世家の記述こそが、管見の限り陳涉推戴を記した最古層のテキストである。張耳陳余列伝はこれをもとに劉邦推戴上疏を改変した陳涉推戴の言を作文し<sup>⑦</sup>、さらに張耳・陳余の諫言を創作した<sup>⑧</sup>。要するに張耳陳余列伝の陳涉推戴の場面は、陳涉世家の原資料となった文献（例えば『楚漢春秋』など）を念頭に作成されたもので、その作為性は極めて高い。

先にも触れたように、陳涉世家には「徳」字が使用されない。しかもこの陳涉推戴の言自体、以下の項羽本紀の分封開始時における項羽の発言に触発された可能性がある。

天下初めて難を発せし時、仮りに諸侯の後を立てて以て秦を伐つ。然れども身ずから堅を被り、鋭を執りて事を首め、野に暴露する。と三年、秦を滅ぼして天下を定むる者は、皆な将相諸君と籍（項羽の諱）の力なり……。

もとより陳涉の時点では「滅秦」は実現されていないので、「暴秦を誅す」とされたのであろう。他方で項羽の発言は、

図 陳涉推戴記事の形成過程



六国の復古と秦の打倒を別箇の事柄として扱う。項羽の発言は既成の諸侯を「仮」と切り捨て、「野に暴露する」ような直接的な軍功のみを功績と主張する点で、同時代的にも特殊な発想に基づくのであろうが、しかしより「常識的」な陳涉世家の記述が実録である保証はない。というのも、この発言中において項羽は、滅秦を果たすことになる諸将相が行動を開始したことを、「首事」と呼ぶ。しかし『史記』の他箇所においては、陳涉あるいは楚が「首事」したとされる。つまり『史記』(あるいはその原資料)においては、六国復古の先駆けとなったことを指して「首事」の語を用いるのが通常である。逆にいえば項羽の発言は、一般的認識とは異なる歴史認識を伝えている。かかる項羽の発言を陳涉推戴の場面に転用することは、項羽の特異性を相対化する意図的な行為と推測されるが、一方でこの行為により分封時の項羽の発言が、より古くまた独自の認識を伝えたものであることも分かる。結局、陳涉推戴の場面においては「徳」ばかりでなく「功」の要素も、資料からは窺い知ることはいきないのである。

以上の考証の結果、陳涉の王位は彼の「功徳」が評価されて成立したものではないことが明らかにになった。それはまた、李氏が論ずるように、陳涉即位によって「功徳」という新しい政治理念が成立したわけではなく、また平民王政→軍功王政→劉邦の即位と連なる新しい政治的伝統が形成されたわけでもないことを意味する。武臣や韓広の即位の場面で、彼らの業績ないし人格を評価する文言が確認されないのは当然のことといえる。

(3) 王位の正統性を保証するもの

管見の限り、武臣や韓広あるいは田儋が王を自称することを可能にしたロジックは、単にその地には王が不在である、

ということであつた。例えば武臣自立の場面において、張耳・陳余は「將軍今三千人を以て趙の數十城を下し、獨り河北に介居するも、王たらざれば以て之を填むる無し」（張耳陳余列伝）と説得し、田儼も狄隰の豪吏・子弟の前で「諸侯皆な秦に反して自立す。齊、古の建国なり、儼、田氏なり、當に王たるべし」と称している。田儼の場合、田氏の後裔との理由によつて王となりえたが、それとて彼が他の田氏成員を差し置いて王を称しうる理由にはならない。重要なのは、あくまで一國に一王がいるという枠組みであり、王位にあるべき人物の選定基準は存在しなかつたのである。

むしろ重視すべきは、そのような事実上のものとして得られた王位を永続化するメカニズムが存在したことである。前章（1）の武臣即位の経緯や、前章（3）に描いた田儼と景駒の紛議を想起されたい。趙王武臣はその即位の旨を陳渉に通知し、楚王景駒は斉王田儼からの批難への対応として公孫慶を派遣している。これらの事例は、王位の正統性は他國の王に承認されることが重要であつたことを示す。むしろ承認する側にとつても、その行為を發動することで自己の地位の正統性が保証されるのである。もちろん個々の事例には、それぞれ独自の政治的事情——例えば同盟関係の構築など——もある。しかし現存の王の王たりえる根拠が国内的には明確でない以上、正統性の根拠を国外に求めざるをえない。王たちの相互承認への動きは、あらゆる組織・人間集団が有する「生存本能」より発した個別の要因さえも包摂したところの、一般的傾向といふべきだろう<sup>⑩</sup>。そしてその傾向を規定したものが、六國の復古という、統一秦以前の枠組みであつた。

#### （4） 國際秩序の形成と王たちの第一人者

やがて旧六國のあいだでは、単に他國王を承認するという行為以上の秩序が出現しはじめた。それは当初、陳渉の楚と武臣の趙の二箇國關係に過ぎなかつたが、田儼の斉が加わることで「國際秩序」と呼ぶべきものへと變化していったのである。しかも前章（3）の魏咎擁立の経緯に見えるように、陳渉は一応の尊重を受けていたものの、他國から圧力をかけられるまでになつてきた。旧王族の拒絶という信念は、陳渉に残された最後のよりどころであつたのかもしれないが、そ

れすら自らの手で否定する破目に陥ったのである。しかしここでは、建前であっても、陳渉が他国の王を承認する主体と看做されていた事実を認識することが生産的だろう。周市の王位は、斉・趙が求めるだけでは成立せず、陳渉に要求しなくてはいけなかったのである。このように列国の王位の承認は、対等な相互間によるものというよりは、むしろ王のなかの第一人者が担うべきものであった。

さて、ここにいう「第一人者」とは、あくまで便宜的な語だが、それは当時の諸侯国間、ないし「天下」・「中国」などと称される所謂中国本土（華南・雲貴地方を除く）における君主たちのなかの第一人者を指すものとして使用している。かかる第一人者の地位は伝統的には天子たる周王が担うべきものとされ、その観念は中山王方壺（殷周金文集成）九七三五）銘文の、前三一六年に発生した燕王噲の子の禪讓事件を批判した「之を外にしては則ち將に天子の廟に上覲し、而して退きて諸侯と会同に齒長せんとす」との言説に窺えるように、戦国中期においても存続していた（吉本二〇〇五・四九八頁）。またこの言辭は、燕が召公奭の系統に拠らない新王即位の承認を周王と諸侯たちに求めたことも示唆する。君主の地位の正統性が諸国間の会盟朝聘といった外交的手段で保証されていた春秋的状况は、この時期も維持されていた。やがて晋↓魏を核とする霸者体制の再建が断念されて以降、優越的な一国の打倒を主たる目的に合従軍がしばしば組織され、その頭目たる王は「従長」とも呼ばれたが、これは戦国後期以降の国際秩序にも第一人者が必要とされたことを示す。そして斉・秦による東西称帝による地理的棲み分けとその挫折（昭襄王十九（前二八八）、周の断絶（前二五六）もあって、他国王の地位を承認しうる第一人者の役割は、天子から、最有力国ないしは合従軍の長たりえる王に移行したのである。

しかし復古を遂げたばかりの時期の列国において、第一人者による他国王の承認だけでは、秩序の維持には不十分であり、また誰が第一人者に相応しいかという問題もあった。とくに斉王田儼は陳渉の死後、第一人者としての役割を主張したが、それは楚の受け入れるところではなかった。田儼が魏の危機を救うべく臨濟戦に積極的に関与するのも、自国の實力の主張のためであった。しかし魏の援兵要求の使者は斉ばかりか楚にも遣わされており、田儼は名実ともに第一人者た



りえなかった。臨済陥落のち秦が東阿にまで軍を進めたそのとき、項梁率いる楚軍は魏・斉軍の救援に向かう。この前後に行われた韓王成・魏王豹擁立と併せて、項梁はまさしく「存亡」・「繼絶」を実現したのである。そして王位承認の権能に軍事力の裏付けを得て、懷王は列国の第一人者として国際秩序の維持を図りうる存在になったのである。

楚懷王を中心とする国際秩序の確立によって、列国の状況はひとまず安定を得たが、懷王政権の意義はむしろ、演出者たる項梁の死後も存続したことにある。その理由を、叛乱発生から約一年後に擁立された懷王心の血統的權威のみで説明可能だろうか。おそらくこのとき確立した体制は、それをもたらした特定個人・勢力にのみ依存するものではなかった。六国に一定の秩序と安定、そして協調をもたらしたのは、秦の打倒という目的の共有であった。目的の共有は、六国の協調を確立させたばかりではない。例えば項梁は陳嬰取り込みの際、「使いをして与に連和して俱に西せんことを欲せしむ」と述べたが、このとき「連和」の語が使用されていることは見過ごせない。連和は『史記』に初出する語彙で、軍事的行動のための提携との意味で用いられる。項梁は陳嬰との提携のため、「俱に西する」＝秦の打倒を呼びかけたのである。地域ごとの独自性が強い楚においては、古い国号を振りかざすだけでは国内を統合できなかつた。目標の共有によって、初めて楚は統合されたのである。また項梁戦死後の懷王自身の北上、そして「先に関中を定めた者をその地の王とする」という内容の「懷王の約」を発した意味も、そこからはつきりする。懷王もまた、秦の打倒という目的に準拠した行動を披露することで、楚の結束を乱さず、自身の地位をも安定させたのである。

① 旧六国の枠組みの強固さは、柴田二〇二二a・二〇二二bも指摘する。

② 衛については滅亡年代をはじめとして問題が多いが、秦末状況に關わる事柄などは確認されないため、ここでは考慮に入れない。

③ その詳細な内容は、劉邦推戴の上疏を分析した李開元二〇〇〇（一五三一―一五八頁）を参照。李氏によれば、「功」とは基本的に軍功を

い、「徳」は恩恵を施すことをいう。

④ 『春秋公羊伝』僖公十七年「桓公嘗有繼絶存亡之功」。劉邦推戴の上疏の直接の典拠ではないが、『論語』堯曰にも「興滅國、繼絶世、奉逸民、天下之民歸心焉」とある。なお「公羊伝」の記述につき何休注は「繼絶」を魯僖公の擁立、「存亡」を邢・衛・杞の三国を復活させたこととするが、要は「霸者」としての行動のことである。

⑤ 父老については、守屋一九五五を参照。

⑥ 『漢書』高帝紀下（高祖二年二月）「挙民年五十以上、有脩行、能帥衆為善、置以為三老、郷一人」。漢代の三老については、鷹取一九四を参照。

⑦ 秦については、『漢書』百官公卿表上に県の令・長や三老を含む郷官等の県道官を一括して「皆秦制」とする認識が披瀝され、また『墨子』兵技巧諸篇にも備城門「守堂下為大樓、高臨城、堂下周散、道中応客、客待見、時召三老在葆宮中者、与計事得行德計謀合、乃入葆」号令「三老・守閭令厲繆夫為答。若他以事者微者、不得入里中。三老不得入家人。伝令里有以羽、羽在三所差、家人各令其官中、失令、若稽留令者、断。家有守者治食。吏卒民無得節、而擅入里巷官府吏・三老・守閭者失苛止、皆断」と三老の存在が確認できる。兵技巧諸篇はこれまでも官名の一一致等から秦人の手になると考えられてきたが（岑仲勉一九五八八頁）、現在では、斉・魯作成の諸篇と、号令篇等の秦地作成の諸篇とがそれぞれ存在し、秦地将来の諸篇をもとに斉・魯の地で備城門篇等の諸篇が成書されたとする過程が想定されている（吉本二〇〇三）。さらに「管子」度地にも「与三老・里有司・伍長・行里、因父母案行、閱具備水之器」とあり、齊地においても存在することは確かだろう。加えて趙の場合も『史記』趙世家に「武靈王元年……國三老年八十、月致其礼」とある。三老の呼称の由来は『礼記』文王世子・楽記等に見える三老五更の養老儀礼とされるが（鷹取一九九四一―五頁）、このような礼説由来の役職名が複数の国に見られることから、三老なる職事は戦国後期の儒家的な礼説の普及状況下において、国家的政策として各郷里に導入されたことも判明する。なお『史記』滑稽列伝「褚先生補にも魏文侯時代のこととして「郡三老・廷掾常歲獻斂百姓」・「至其時、西門豹往會之河上。三老・官属・豪長者、里父老皆會、以人民往觀之者三千人」と三老が登場する。

だが百姓万民に対しての賦や、「吏卒」の語が見えるように、戦国初期の実態を反映した道具立てが用いられておらず、魏における三老の有無は不明である。

⑧ 『史記』高祖本紀「召諸県父老豪傑曰「父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市。吾与諸侯約、先入関者王之、吾当王関中。与父老約法三章耳。殺人者死、傷人及盜抵罪。余悉除去秦法。諸吏人皆案堵如故。凡吾所以來、為父老除害、非有所侵暴、無恐。且吾所以還軍霸上、待諸侯至而定約束耳」。乃使人与秦吏行県郷邑、告諭之」。

⑨ 『史記』では劉邦の推戴はより節略されて記されるが、張耳陳余列伝の記述によって、『漢書』所載の上疏が『史記』成書以前に存在していたことも判る。

⑩ 陳涉世家が『楚漢春秋』所載の呉広の献策を採録しないのは、張耳陳余列伝との矛盾を憚ったためであろう。

⑪ 「はじめに」で挙げた陳涉世家の論評や第一章に見た公孫慶の発言などが代表的である。その他にも項羽本紀「当是時、秦嘉已立景駒為楚王、軍彭城東、欲距項梁。項梁謂軍吏曰「陳王先首事、戰不利、未聞所在。今秦嘉倍陳王而立景駒、逆無道」」。居郷人范增……往説項梁曰「……今陳勝首事、不立楚後而自立、其勢不長。……」の用例がある。

⑫ もつとも燕王韓広は現存の資料からは、陳涉在世時に他国から承認された形跡はない。だが張耳陳余列伝には、韓広即位後に趙王武臣が一時燕に捕縛されたが、趙側の廝養卒の尽力によって武臣解放がなつた事件が伝えられる。この事件は、燕王韓広の地位が趙との交渉のよつて実質的に認知されたことを示している。

⑬ 『史記』楚世家（懷王）十一年、蘇秦約従山東六国共攻秦、楚懷王為従長。春申君列伝「春申君相二十二年、諸侯患秦攻伐無已時、乃相与合従、西伐秦、而楚王為従長、春申君用事」。

⑭ 太田二〇〇九は、秦末の諸叛乱において東遷後に新たに楚に組み込まれた地域から出自した勢力では楚王室の權威はさほど重視されず、楚王室の末裔の推戴を説いた范增が、拔郢以前からの楚の疆域にあった居巢出身の老人であるのは偶然ではないと述べる。

⑮ 『史記』呂太后本紀「齊王迺遣諸侯王書曰……迺留屯滎陽、使使論齊王及諸侯、与連和、以待呂氏變、共誅之。齊王聞之、迺還兵西界待約」。楚世家「楚欲与齊韓連和伐秦、因欲圍周。外戚世家「魏豹初與漢擊楚、及聞許負言、心独喜、因背漢而畔、中立、更与楚連和」。楚元王世家「吳楚反、趙王遂与合謀起兵。其相建德・内史王惲諫、不聽。遂燒殺建德・王惲、發兵屯其西界、欲待吳与俱西。北使匈奴、与

### 第三章 項羽十八王分封の実像

高祖元（前二〇六）年正月<sup>①</sup>、項羽は自ら霸王として侯王を各地に擁立した。懷王は義帝と改められたが、その存在は事実上棚上げされた。「霸王」の称谓は、春秋期の霸者の延長にあり、帝（天子・周王）——霸王（霸者・侯伯）——侯王（諸侯）の三段構成の国際秩序を表現するものだが（吉本二〇〇五・五二七頁）、かかる体制は懷王政権成立時とは大いに異なる。この項羽の新体制は、これまでの秩序といかなる関わりを有し、楚漢戦争以降どのように繋がるのか。それらを知るために、項羽の分封体制の実像を明らかにしたい。

#### （一）分封の前提条件

かかる秩序が成立しえた背景に、項羽の突出がある。項梁の敗死後、政権の主導権は懷王自身に移り、項羽は有力であるも一介の部将に留まった。というのも、項梁が陳嬰・黥布らを結集して下邳に駐屯した時点における軍勢の総数六、

連和攻漢」。

⑯ 例えば項梁北上のきつかけは、陳渉の命で故郷広陵に派遣されていた召平が、陳渉の敗走と秦軍の接近を知って揚子江を渡り王命を矯めて項梁を上柱国としたからとされる。召平の南行は彼が広陵を下すことができなかったことにあり、陳渉が東海郡下の諸県を取り込めなかったさまが判る。また項梁の陳嬰取り込みも二月であり、このとき景駒が楚王として君臨していたはずだが、東陽等の淮水以南の諸県は景駒政権にも従っていない。このような楚国内の地域的多様性と旗印としての楚の役割は、太田二〇〇九・太田二〇一二を参照。

表 項羽十八王

旧国	新国		都	出身	旧職	救趙	入関	備考（項羽本紀所見の新王の事績）	高紀
楚		義帝		楚	（懷王）				
	西楚	項羽	彭城	楚	（楚將）	○	○		○
秦	漢	劉邦	南鄭	魏	（楚將） 沛公	○	○	（省略）	○
	雍	章邯	廢丘	秦	秦將	—	○		○
	塞	司馬欣	櫟陽	秦	長史	—	○	故為櫟陽獄掾，嘗有德於項梁 <sup>※1</sup>	○
	翟	董翳	高奴	秦	都尉	—	○	勸章邯降楚	○
魏	西魏	魏豹	平陽	魏	魏王	○	○		×
韓	河南	申陽	洛陽	楚？	楚將？瑕丘公？			張耳嬖臣也，先下河南，迎楚河上	○
	韓	韓成	陽翟	韓	韓王				×
魏	殷	司馬卬	朝歌	趙	趙將			定河内，數有功 <sup>※2</sup>	○
趙	代	趙歇	代	趙	趙王	—			○
	常山	張耳	襄國	魏	趙相	—	○	素賢 <sup>※3</sup> ，又從入関	○
楚	九江	英布	六	楚	当陽君	○	○	為楚將，常冠軍 <sup>※4</sup>	○
	衡山	吳芮	邾	楚	（楚將） 鄱君		○	率百越佐諸侯 <sup>※5</sup> ，又從入関	●
	臨江	共敖	江陵	楚	柱国			將兵擊南郡	●
燕	遼東	韓廣	無終	燕	燕王				●
	燕	臧荼	薊	燕	燕將	○	○	從楚救趙，因從入関	●
齊	膠東	田市	即墨	齊	齊王				×
	臨淄	田都	臨淄	齊	齊將	○	○	從共救趙，因從入関 <sup>※6</sup>	×
	濟北	田安	博陽	齊	齊王田建孫	○		……下濟北數城，引其兵降項羽 <sup>※7</sup>	×

※1【史記】項羽本紀「項梁嘗有櫟陽逃，乃請辭獄掾曹咎督抵櫟陽獄掾司馬欣，以故事得已」。

※2【史記】太史公自序「劇賊玄孫（司馬）卬為武信君將而御朝歌。諸侯之相王，王卬於殷」。

※3【史記】張耳陳余列傳「項羽亦素數聞張耳賢，乃分趙立張耳為常山王」。

※4【史記】黥布列傳「項梁涉淮而西，擊景駒・秦嘉等，布常冠軍」。

※5【漢書】高帝紀下「（高祖五年）詔曰……從百粵之兵，以佐諸侯，誅暴秦」。

※6【史記】田儼列傳「齊將田都從共救趙，因入関」。

※7【史記】田儼列傳「項羽方渡河救趙，田安下濟北數城，引兵降項羽」。

太字は新規の王。排列は義帝・項羽を除き項羽本紀に従う。

「高紀」の●は本表と高祖本紀所載記事の排列が異なるもの。

七万人とされるが、しかしそれ以前の渡江時に項梁が率いた兵は八千人に過ぎず、項梁歿後に項羽の影響力が限定されるのは必然だった。二（前二〇八）年後九月（閏月）に開始された救趙戦における、宋義を上將軍、項羽を次將、范增を末將とする布陣は、そのような項羽の位置を象徴する。しかし行軍の中途の十一月、項羽は宋義を殺害、改めて上將軍を拜命して鉅鹿に急行し、ついに秦將章邯を降伏させた。項羽の存在感が楚のみならず列国間においても高まったのは、ひとえにこの大会戦における勝利に起因する。鉅鹿の戦いのさなか、月表の「三年（前二〇七）十二月）大いに秦軍

を鉅鹿の下に破り、諸侯の將皆な項羽に属す」との記述に窺えるように、対秦戦における項羽の大きな役割は国際的に認知されていた。入関後に項羽が合従軍の長たる「従長」となり、懷王を差し置いて分封を遂行しえたのも、かかる国際的な声望と無関係ではない。

## （2） 分封記事の資料批判的分析

分封の方針については、やや煩瑣だが、従来無批判に使用されることの多かつた項羽本紀の十八王分封記事の資料的分析を通して、その性格を明らかにしておきたい。

乃ち天下を分かちて、諸將を立てて侯王と為す。項王・范増・沛公の天下を有さんことを疑い、業に已に講解するも、又た約に負くを惡み、諸侯之に叛するを恐れ、乃ち陰かに謀りて曰く、「巴・蜀道險しく、秦の選人皆な蜀に居る」、乃ち曰く「巴・蜀も亦た関中の地なり」と。故に沛公を立てて漢王と為し、巴・蜀・漢中に王たり、南鄭に都す。而して関中を三分して、秦の降將を王として以て漢王を距塞す。項王乃ち章邯を立てて雍王と為し、咸陽以西に王たり、廢丘に都す。長史欣なる者は、故は櫟陽の獄掾為り、嘗て項梁に徳有り。都尉董翳なる者は、本は章邯に楚に降るを勸む。故に司馬欣を立てて塞王と為し、咸陽以東の河に至るまでに王たり、櫟陽に都す。董翳を立てて翟王と為し、上郡に王たり、高奴に都す。魏王豹を徙して西魏王と為し、河東に王たらしめ、平陽に都す。瑕丘申陽なる者は、張耳の嬖臣なり、先じて河南郡を下し、楚を河上に迎う。故に申陽を立てて河南王と為し、雒陽に都す。韓王成は故都に因り、陽翟に都す。趙將司馬卬は河内を定め、數ば功有り、故に卬を立てて殷王と為し、河内に王たり、朝歌に都す。趙王歇を徙して代王と為さしむ。趙相張耳は素より賢なり、又た入関に従う、故に耳を立てて常山王と為し、趙地に王たり、襄國に都す。当陽君黥布は楚將と為り、常に冠軍たり、故に布を立てて九江王と為し、六に都す。鄱君吳芮は百越を率いて諸侯を佐け、又た入関に従う、故に芮を立てて衡山王と為し、邾に都す。義帝の柱国共敖は兵を將いて南郡を撃つに、功多し、因りて敖を立てて臨江王と為し、江陵に都す。燕王韓広を徙して遼東王と為さしむ。燕將臧荼は楚に従いて趙を救い、因りて入関に従う、故に荼を立て

て燕王と為し、薊に都す。齊王田市を徙して膠東王と為さしむ。齊將田都共に趙を救うに従い、因りて入関に從う、故に都を立てて齊王と為し、臨淄に都す。故の秦の滅す所の齊王建の孫田安、項羽方に河を渡り趙を救わんとするに、田安、濟北數城を下して、其の兵を引きて項羽に降る、故に安を立てて濟北王と為し、博陽に都す。田榮なる者は、數ば項梁に負き、又た兵を將いて楚の秦を撃つに從うを肯ぜず、以て故に封ぜず。成安君陳余は將印を弃てて去り、入関に從わず、然れど素より其の賢なるを聞き、趙に功有り、其の南皮に在るを聞きて、故に因りて三県に環封す。番君の將梅鋗功多し、故に十萬戸の侯に封す。項王自ら立ちて西楚霸王と為り、九郡に王たり、彭城に都す。

分封記事の書式は、基本的に「①趙相②張耳③素賢、又徙入関、④故立耳為常山王、⑤王趙地、⑥都襄国」と、①それまでの職事・②名・③事績・④新王国名・⑤所在地・⑥都との体裁を採る。他方で高祖本記にも分封記事が載るが、そこでは基本的に③は無く、また⑤も、項羽が「梁・楚地九郡に王たり」、劉邦が「巴・蜀・漢中に王たり」とされることを除けば記述されない。このことから分封記事は、原資料の段階では基本的に①・②・④・⑥で構成され、それを原型に高祖本記が作成され、③・⑤は項羽本記の追補と考えられる。漢王擁立時における范增の画策も、③に相当する。もつとも⑥の代国都・遼東国都の所在地を項羽本記・高祖本記はともに記さず、項羽本記は「齊」とする田都の国名を月表は「臨淄」とするように、分封記事は原資料段階でも一定の問題を抱えている。また高祖本記所載の分封記事は、西魏・韓・三齊を記載しないが、項羽本記と高祖本記では臨江王共敖と衡山王呉芮、遼東王韓広と燕王臧荼の位置が逆転し、項羽本記では意図的に項羽をうしろに置くほかは、陳余・梅鋗の記事も含めて排列が一致する。以上より、分封記事は原資料↓高祖本記↓項羽本記の順に作成されたこと、原資料段階では十八王はすべて揃っていないかつたことの二点が判明し、項羽本記が作成される段階で③の功績に纏わる情報を挿入したという過程が想定される。逆に項羽本記の記事より③・⑤を省略して高祖本記の記事が作成されたと想定した場合、高祖本記では西魏・韓・三齊の記事も刪去された理由が不明になるのである。

以上の作業を踏まえて、項羽本紀の加筆箇所から分封の実態を探ろう。まず③事跡について。③の記事は既存の王と項羽・章邯（雍王となることが決定済み）には記載されないことが特徴だが、それは③が新規の王が王たりえた理由を説明するためであることを示唆する。一般に分封の方針は軍功の有無に基づくこととされ、特に「入関」が重視されるが、それは【表】からも確認できる。⑩だが河南王申陽・殷王司馬卬・臨江王共敖・濟北王田安は入関が確認されないにもかかわらず王となっており、専ら入関のみを強調することは可能だろうか。かかる問題意識から【表】の備考欄にも載せた③の記事を瞥見すると、入関が確認されない新王の多くは、自国となる地を自ら確保している様相が見える。だが③の記事は、【表】の下部に示したように、「史記」・「漢書」の他の箇所にも同内容の文を見出せる例が多く、特に衡山王呉芮の記事が彼を長沙王に再封する際の詔に依拠したことに窺えるように、原資料は一様ではない。③の記事は、項羽本紀の歴史認識に過ぎないのである。

しかし視点を月表に移すと、別の様相が浮かぶ。項羽本紀の分封記事では、燕王臧荼・臨淄王田都にしか記されない救趙戦への参加が、項羽のみならず、田安・劉邦・魏豹にも言及されるのである。特に注目すべきは、実際には黄河南岸で戦いつづけた劉邦も「三年十月」趙を救う」とされることである。これは分封されるための要件に救趙戦への参加が重要と、月表が認識していたからではないだろうか。月表は、秦末漢初期の本紀・世家・列伝作成後に、新たに入手された資料をもとに作られたと推測され、その資料的価値は高い。⑪分封の実像を復元するうえで、月表の認識を知ることが重要だろう。例えば濟北王田安につき、月表は「三年十二月」故の斉王建の孫田安 濟北を下し、項羽に従いて趙を救う」と記す。救趙に向かう宋義↓項羽の軍勢は、濟北に程近い地点を通過して、平原津経由で黄河を渡り鉅鹿に向かったとする辛德勇二〇〇五の新見解を踏まえれば（六九・一八〇頁）、安の役割は極めて大きく、彼自身の「救趙」が記されるのは当然だ

ったのである。このように新王たるに相応しい条件には入関のみならず、救趙戦への参加も含まれていたのである。<sup>12)</sup>

#### (4) 王国の所在地——戦国中期以前への回帰——

各王国の所在地については、すでに周振鶴一九八四が論じる。だが(2)の資料批判を踏まえれば、確度の高い議論ができるのは、あくまで④国名と⑥国都である。⑤所在地は、分封記事のみからは確言できず、そのうえ河南・韓・代・九江・衡山・臨江・遼東・燕・膠東・齊(臨淄)・濟北と、半数以上の国に記載されない。基本的に⑤は、王国の所在する郡名を記したものであり、上で例とした常山王張耳の記事は例外である。また雍・塞はそれまで郡が設置されていなかったからであり、河南は王国の名称からして所在の郡名ははっきりしている。だがそれらを除く上記の王国の所在郡名は『史記』の段階ですでに明らかにしがたく、常山にしても確固たるデータがなかった推測される。

もつとも項羽と劉邦に関しては、原資料段階で⑤の記事が存在していた可能性が高い。項羽と劉邦を特異化する歴史認識が反映された記述であろう。<sup>13)</sup>このように各王国の所在地に関するデータにはばらつきが存在する。だが項羽の有した九郡の個々の名称こそ不明だが、そこに魏の旧都・大梁があつた梁地が含まれることは動かない。一方で西魏王魏豹が擁立されたのは河東一帯であることは、国都の所在地より推測できる。河東は、殷王司馬卬が立てられた河内一帯と同様に、かつては魏地であつたが、すでに秦の奪取より半世紀以上を闊していた。楚の旧都があつた江陵に楚人共敖が立てられたことと併せれば、項羽の意図は戦国中期以前の地理的状況への回帰にあつたのである。項羽による梁地保有は、かかる意図の結果とも看做せるが、後述のように重大な禍根を残すことになった。

#### (5) 諸国分割とその背景

分封の特徴にはまた、既成の諸国の分割がある。例えば楚の与国では、趙は代王趙歇と常山王張耳に、燕は遼東王韓広



と燕王臧荼に、韓は河南王申陽と韓王韓成に、と既成の王と新王の国に分割された。全面的な与国ではないが、膠東王田市と臨淄王田都・濟北王田安に三分された斉もそうである。基本的に新王が要地を占め、既成の王は僻遠の地に追いやられている。

その傾向は、本国たる楚にも見ることができるとともに、鉅鹿戦などに活躍した黥布を九江王に、その岳父呉芮を長沙王に立て、共敖も臨江王となった。逆に、懷王に伺候しつづけた呂臣や陳嬰の処遇は不明である。特に呂臣は黥布とともに懷王政権に参加しているが、彼等の処遇を分けた理由は、救趙戦・入関を優先する論功行賞としての分封にあらう。一方、既成の王たる懷王は義帝として祭り上げられ、のちに長沙の輿地・郴に遷される途上において殺害された。

敵対国であった秦は、事前に決定していた章邯のほか、その部下の司馬欣・董翳がそれぞれ雍王・塞王・翟王とされた。最初に入関を果たした劉邦は漢王となり、漢中と巴蜀の地を得た。新規の王が僻遠の地を有するケースは異例であった。秦王子嬰はすでに殺害されており、ここでは既成の王は存在しない。

だが、それでも既成の王たちの存在は、全面否定されているわけではない。その理由は、「懷王の約」にあらう。二（前二〇八）年末の救趙戦開始時に懷王が諸將と交わした約は、他国にも影響を及ぼす程に重要な規範だったが（李開元二〇〇〇一四四―一五〇頁）、内容以上にその存在自体が制約だったのだろう。劉邦が入関後に関中の「父老」たちに「吾諸侯と約すること、先に入関する者は之を王とすと、吾当に関中に王たるべし」（高祖本紀）と声明したように、劉邦の正統性も「諸侯との」約に保証されていた<sup>⑤</sup>。分封開始の際、懷王に「約の如くせよ」と命ぜられた瞬間、項羽は既成の王たちを全面否定できなくなったが、それは約の存在が国際的に周知されていたからに他ならない。諸国の分割は、軍功重視の方針と、約という制約が、相互に絡み合った結果もたらされたものであった。

(6) 分封の問題点

よくいわれるように、この分封は大いに問題を抱えていた。典型とされるのが陳余である。陳余は張耳との対立の結果、戦線を離脱したため入関せず、分封時に南皮侯に封じられるにとどまった。田栄も例に挙げられるが、はたして齊王田市を戴く立場の彼に分封を受ける資格はあったのだろうか。むしろ田市を臨淄より放逐しようとしたことが問題だろう。また田栄に放逐されてのち楚の庇護下にあった田仮の姿が見えないことも看過できない。項羽はこれまで楚が保証してきた国際的正統性を黙殺したのである。

問題はさらに存在した。(4)に述べたように項羽は、もともと魏地であった梁を自国に組み入れ、魏王豹を河東・平陽に遷した。しかし梁が楚に編入された結果、魏豹や張耳・劉邦に属さなかった魏人は所屬先を失った。それは、すでに鉅野沢において「魏の散卒」、つまり魏咎・周市政権の残余の兵、を結集していた彭越<sup>④</sup>の浮上をもたらすものであった。梁地昌邑に出自し鉅野沢に割拠する群盗の頭目であった彭越は「魏の散卒」結集以前、千人程の軍勢を率いる存在に過ぎなかったが、分封の時期、彼の麾下には「万余人」の兵がいた。遊兵となった魏兵を束ねる彭越の存在感は、極めて大きくなったのである。

項羽の分封は、軍功優先の方針と、戦国中期以前の状況への回帰に特徴づけられる。それは反面、救趙戦以前の国際的正統性の軽視、無理のある「魏」の移動、不用意な諸国の分割などの禍根が残された。このようにあまり政治的配慮が看取されない新体制は、破綻が運命づけられていた。

① 本稿ではこれ以降年次は高祖×年と表記し、年初もこれまでと同じく一〇月からとする。あくまでこれは、論述上の利便性ゆえの措置である。なおこの時期の実際の紀年については、栗原一九七八を参照。

② 柴田二〇一二bも、懐王政権において項梁・項羽は最有力者ではなく、項羽の楚軍掌握は救趙戦時における上將軍宋義の殺害と鉅鹿での勝利を経てのものとする(八一―八八頁)。

- ③ 『史記』秦始皇本紀「居月余、諸侯兵至、項籍為從長、殺子嬰及秦諸公子宗族」。
- ④ 『漢書』陳勝項籍傳は「瑕丘公申陽」に作る。
- ⑤ 「常山」は文帝の諱の恒を避けた名称で、この時点では「恒山」のはずだが、ここでは慣例に従う。
- ⑥ 高祖本紀は「懷王柱國」に作る。
- ⑦ ただし①のそれまでの職事についても、項羽本紀が記さない河南王申陽の旧職を高祖本紀は「楚將」とする。これは項羽本紀作成段階で「張耳嬰臣」との情報が入手されたために、それと矛盾する「楚將」との記述が削除されたものだろう。
- ⑧ 代・遼東の国都は月表から判明する。
- ⑨ 代表的なものに廖伯源一九九七・李開元一九九八があり、特に廖氏は「入関」の重要性を強調する。
- ⑩ なお「入関」は基本的に分封記事に明言されるものを載せたが、項羽・劉邦・黥布や章邯ら秦の三降将のように、関中入りが自明の人物も加えている。また分封記事に確認されない魏豹の「入関」は、魏豹彭越列伝が明言する。
- ⑪ 『史記』の秦末漢初にかかわる部分は、『漢書』司馬遷伝の論贊に「故司馬遷抱左氏・國語、采世本・戰國策、述楚漢春秋、接其後事、訖于天漢」とあるように、概ね『楚漢春秋』に依拠したとされる。一方で月表の序文には「太史公誦秦楚之際、曰……」と、『楚漢春秋』

#### 第四章 諸国内訌から楚漢戦争へ

ここからは分封以降の状況を辿り、項羽の構築した体制の帰着を概観する。そのうえで、劉邦が勝利者たりえた背景を、国際関係・国際秩序の面から説明するものである。

- とは異なる資料の存在に言及される。「秦楚之際」という資料が如何なるものかは最早不明だが、第一章に見た景駒政權と斉王田儼の紛議の場面に窺えるように、本紀・世家・列伝との差異は大きく、また記述の信頼性も月表の方が比較的高い。
- ⑫ 柴田二〇一二も入関とともに、救趙戦への参加も重要な要件であったとする。
- ⑬ 『漢書』高帝紀上の分封記事は基本的に、各侯王の名②と王国名④に加えて旧職①・国都⑤を記載する書式を採るが、このとき漢王劉邦のみに対し封せられた県の総数を明記する。『漢書』は項羽を列伝に「格下げ」したことで知られるが、このことも劉邦のみを特異化する『漢書』の歴史認識が反映された記述といえる。一方で陳勝項籍伝の分封記事においては、②・④の他は事跡③と所在地④のみが記載され、①・⑤の事項は記載されない。『史記』の分封記事の作成過程を踏まえたうえで、比較的確度の高い事柄を本紀に置いたものであろう。
- ⑭ 「懷王の約」の意義については、佐々木二〇一三も考察する。
- ⑮ 約を取り交わした「諸侯」のなかには、実際には救趙・入関に関与しなかった斉王田市が含まれている可能性が高い。少なくとも、項羽によって宋義が殺害される前、楚斉間で提携が模索され、宋義の子の襄が斉相になるまで交渉が進捗していたのである。
- ⑯ 『史記』魏豹彭越列伝「彭越亦將其衆居鉅野中、收魏散卒。項籍入関、王諸侯、還歸、彭越衆万余人毋所属」。

(1) 楚齊開戦まで

高祖元(前二〇六)年四月、侯王たちは就国を開始したが、その翌五月に田栄は臨淄王田都を攻撃した。栄は翌月には就国に応じようとした田市を弑して自ら王を称し、七月には濟北王田安を殺害した。ついで陳余も田栄と提携し、代王趙歇を旗印に常山王張耳を攻撃した。二(前二〇五)年一〇月、趙歇は趙王への復辟を果たし、張耳は漢王のもとに逃れた。一二月には陳余が新たに代王となる。また元年八月には燕王臧荼が遼東王韓広を殺害し、時期は不明だが梁地では彭越が田栄から將軍の印を与えられ軍事行動を開始した。<sup>①</sup>

この一連の争乱の原因は論功行賞の不公平さにあるとされ、現に陳余は使者夏説を通じて田栄に「項羽天下の宰たるも平らかならず」(張耳陳余列伝)との批判を展開したという。しかし一國の王位を軍功への褒賞として与えるという発想が、過去と比べて異質なのである。問題は「不公平」という感情を抱かせたこと自体にあらう。一方で個別の事件は、基本的に分割前の各國の枠内で発生している。その意味で就国直後の争乱は、あくまで内訌の集積に過ぎない。だが一連の内訌の陰には斉王田栄の存在があり、項羽に対する不満は田栄を軸に結集しつつあった。項羽の新体制を拒絶した田栄と、項羽に放置された彭越の結合は、それを象徴する。

二年正月、項羽は斉への侵攻を決断した。かくして國際秩序としての分封体制は終焉を迎えたのである。項羽はそれに先立つ同年一〇月に義帝を殺害していた。彼はもはや、より上位の君主を奉戴する「霸王」ではなかった。

一方、劉邦が関中に再突入したのは、関東の混沌が際立ち始めた元年八月のことである。その前月、項羽によって韓王成が殺害され(韓成は「無功」であるとして就国を阻止されていた)、八月にはもとの呉令鄭昌が新たに韓王に擁立されていた。劉邦もまた、二年十一月に韓王信を擁立した。劉邦の関中進撃の契機には、韓状勢の急変も背景として存在しよう。そして劉邦は塞王司馬欣・翟王董翳・河南王申陽・魏王豹・殷王司馬卬を従え、自らを中心とした体制の構築に取りかっ

たのである。

楚齊開戦直前における劉邦の勢力範囲は河南・河内・河東までであり、太行山脈を跨ぐ地域には陳余が、今の山東省の地域には田栄が、それぞれ独自の勢力を確保して項羽に対抗し、さらに北方では臧荼が中原とは一線を画したスタンスを取っていた。この状勢は、他の勢力から敵とされたのが秦ではなく項羽であることを別にすれば、救趙戦が開始される直前に類似している。

(2) 彭城戦とその前後

齊への対処を優先した項羽は、ただちに田栄を討ち果した。その後の処置は項羽本紀・田儋列伝には見えないが、月表では二年二月もとの斉王田仮を再び王位につけるも、翌月には栄の弟である田横が田仮を打倒したこと、その後田仮が楚に殺害されたことが記される。一方で田横は栄の子広を斉王に擁立し、かつての田仮擁立派もそれを支持した<sup>③</sup>。齊地状勢の泥沼化は明らかであった。

この空隙を突いて四月、劉邦は諸侯を糾合して彭城を占拠したが、項羽は反転して劉邦を退けた。結果、劉邦側の諸侯は、韓王信を除いてすべて離反した。彭城戦での勝利は、項羽にとって自らを中心とする体制を構築する最後の機会であった。だが項羽はすでに、かつて自らの手で王位から排除した田仮を擁立していた。元年七月の韓王成殺害時点までは存在していた、王位の根拠を軍功に求める原則は、項羽自らが放棄してしまったのである<sup>④</sup>。以降、項羽は王の擁立を行っていない。

(3) 秩序再建者としての劉邦

その後も両勢力の攻防はつづくが、ひとつ注意を喚起しておくべきことがある。漢の勝利につながった淮陰侯韓信の遠

征は、まず離反した魏豹を再び取り込み、ついで趙歇・陳余を打倒して漢に逗留する張耳を復辟させるためであった。特に魏については、彭城の戦い以前に魏豹が漢に従った際、劉邦は彭越を魏の相国として梁地を略定させていることから、最終的に彭越の梁王擁立に至るまでの過程を指して、劉邦による魏の復国の意図がすでに指摘されている（補身二〇二二―一七頁）。そのことは魏豹が捕えられ河東郡が設置されてのちも、豹本人の身柄は保たれたまま、滎陽戦に従事させられたことも傍証になろう。<sup>⑤</sup>この処置は、魏を河東から梁地に「戻す」意図から説明できる。劉邦も、その提携相手である張耳・彭越も、本来魏人であり、彼らにとつて魏は（王が誰かはともかく）梁地に存在するべきであったのだろう。また、自ら斉の仮王の座に即くことを申し出た韓信に対し、劉邦は当初大怒しつつも結局は張良の説得によつて真王として立つことを受け入れたという有名な場面も（四（前二〇三）年二月）、韓信を繋ぎ止めようとした漢王の思惑ばかりでなく、斉地において王が長期間不在であることが忌避されたからでもあったのだろう。このように韓信の遠征は、諸侯国の秩序の再建としても記述できる。

やがて半ば局外に立っていた燕王臧荼も漢についた。一方で項羽は黥布・呉芮から王位を奪ったことで、逆に彼等の劉邦への帰順を促す結果となり、ついに臨江王以外の諸侯の支持を失うことになる。項羽は列国の第一人者たりえず、また始皇帝のように武力で敵対者を押し切ることもできなくなっていた。そして項羽敗北に前後して、項氏一族をはじめとする多くの楚人が劉邦のもとに降ったことが、高祖功臣侯者年表から判明する（松島二〇一〇二六頁）。このなかには懷王政権の上柱国であった堂邑侯陳嬰や、同じく懷王政権の令尹であった新陽侯呂靖（青）も見える。陳嬰は帰順後も楚元王交（劉邦の異母弟）のもとで楚相を務めつづけた実力者であり、呂青は陳渉の後継者といふべき呂臣の父である。<sup>⑥</sup>項羽は楚の統合さえ果たしえず、文字通り「四面楚歌」に陥ったのであった。

① 『史記』項羽本紀は「秦因自立為齊王、而西擊齊北王田安、并王三齊。与彭越將軍印、令反梁地」と、田榮による彭越使職を記述し、高

祖本紀も三齊併合過程を多少節略するものの、彭越についてはほぼ同文である。一方で魏豹彭越列伝では「漢元年秋、齊王田榮畔項王。漢

乃使人賜彭越將軍印、使下濟陰以擊楚」と、劉邦が彭越を唆したかのよう記すが、しかし『史記会注考証』は劉放説（他書では「劉氏」と記される）を引いて、漢による使嗾を否定する。なお『漢書』高帝紀上は「六月、田榮殺田市、自立為齊王。時彭越在鉅野、梁万余人、無所屬。榮与越將軍印、因令梁地。越擊殺濟北王安、榮遂并三齊」と彭越が田安を殺害したかのよう記述するが、おそらく魏豹彭越列伝という「濟陰」（おおむね梁地に等しい）を「濟北」と認識したための誤りであろう。もともと『漢書』韓彭英盧呉伝は『史記』魏豹彭越列伝と同文であり、「修訂」は列伝には及んでいない。

② 『漢書』高帝紀下は劉邦の関中侵攻を元年五月とする。おそらく五月という伝承もあり、また『史記』韓信盧縮列伝に「及聞漢韓信略漢地、遁令故項籍呉時呉令鄭昌為韓王以拒漢」とあるように、鄭昌の韓王擁立に先立って漢の三秦・河南侵攻が行われたものとする記述の存在が傍証とされたものであろう。しかし『資治通鑑』は八月侵攻説を採用しこそすれ、『史記』三家注・『漢書』顔師古注・『資治通鑑考異』・『資治通鑑』胡三省注はいずれも史漢の異同に言及しない。『漢書』が採用した五月侵攻説は、あくまで感説のひとつに過ぎない。う。

③ 『史記』酈生陸賈列伝に酈食其が斉に赴いた際の発言に「田間將二十万之衆、軍於歷城」とあるが、これにつき梁玉繩『史記志疑』卷三十二は田儂列伝・傅靳蒚成列伝に登場する田解の誤りとする。たしかに傅蒚に敗れた斉將の名は田解であろうが、酈食其の発言に登場する

田間の存在を否定する根拠として「漢二年八月」（実際は二世二年八月）に趙に出兵したことを取り上げるのは誤りである。田榮と陳余が提携して以降に、田間が斉に復帰した可能性もあるからである。逆に田解と田角が同一人物である可能性もあるが（本来「田解」とあった記述が、原資料段階で「解」字の旁が脱落して田「角」になった）、その場合においても田榮ないし田横が、かつての田儂擁立派と連携したことには変わりない。

④ 李開元一九九八は劉邦即位以降も軍功王政が継続したとするが、これに対し植身二〇一〇は「そもそも劉邦は項羽を破って前漢を建国したのであるから、項羽の諸侯分封体制と郡國制を『軍功王政』として一括して扱うには問題がある」（二三頁）と、この時期の体制を項羽時代の継続と看做す見解を批判する。

⑤ 魏豹彭越列伝「於是漢王遣韓信擊虜於河東、伝詣滎陽、以豹圍為郡。漢王令豹守滎陽。もともと最終的に魏豹は三（前二〇四）年八月の滎陽撤退の際に周苛らに殺害されるが、この転換の経緯は現時点では明らかにしがたい。

⑥ 高祖功臣侯者年表「堂邑。以自定東陽、為將、屬項梁、楚柱國。四歳、項羽死、属漢、……復相楚元王十一年」・「新陽。以漢五年、用左令尹初從……」（高祖）六年正月壬子、胡侯呂靖元年。（孝惠）四年、頃侯世元年。『漢書』高惠高后文功臣表は孝惠四年に侯位を継いだ呂青（靖）の子の名を「臣」とする。

## おわりに

ここまで見たように秦末楚漢状況における主要なプレイヤーはみな、当時の国際関係に制約されて行動していた。その

制約は、秦と旧六国という枠組みである。そして旧六国の復古をもたらしたのは、外来の武装集団の首領さえも王に擁立する現地住民の意思ばかりでなく、一国の王位の正統性を外在的に保証した他国の王の存在もあった。陳渉の生死不明を理由に景駒即位を難詰した田儼の口吻は、<sup>①</sup>それを象徴する。だからこそ、有力な旧王族が多い斉や、地域ごとの独自性の強い楚においても、項羽の分封以前は一国内に王はひとりしかいなかったのである。このようにして往年の枠組みを復活させた国際関係は、国際秩序と呼ぶに相応しい。そして重要なのは、その人物が王に相応しいと他の王たちに認知されるシステムの存在であり、王の出自や人格・業績は副次的要素に過ぎなかったのである。

翻って冒頭に述べたように、大櫛一九九五は秦末漢初の国際秩序を戦国後期の延長として見ることを提唱した。それは他国に優越する一国の存在を前提とした秩序である。すでに前三世紀前葉において、春秋的な三段構成の国際秩序は現実的な政治目標ではなく、斉秦の東西称帝に代表される強国間の空間的棲み分けが課題となり、それもやがて不可能になった。大櫛氏が取り上げたのは、かかる戦国後期の状況であり、この時期の論客たちの言説は、秦が他国すべてを臣従させる「帝業」の達成が間近であることを前提にしていた。そこから見える地政的構図は、漢王朝と諸侯王国との間でも確認されるものだが、同時に臨済の戦いから鉅鹿の戦いによる項羽の突出まで存在していた構図でもある。結果論だが、当時においてはこの図式がもつとも順当だったのである。こうして見ると、項羽の分封体制はいささか時代がかって見える。だが項羽はそれでも、秦国を戦国中期以前の状態に戻したうえで四分割して、秦王が再び「帝」として他国に君臨することを未然に阻止しようとしたのである。

一方で霸王項羽による三段構成の分封体制が顕現しえたのは、彼自身の巨大な軍功が周囲に認知されたことと、それでも「懷王の約」を否定できなかったこととの二点を原因としており、なかば偶然に生じたものに過ぎない。分封は単に論功行賞にとどまらず、懷王と項羽をはじめとする、既成の王と諸将との共存をはかる手段でもあった。諸国の分割はその結果であり、分封体制は従前の国際秩序が前提であった。だが分封の直後、新体制は崩壊した。かつて同国内にあった既



成の王と新王とが衝突したのである。義帝の殺害も、その文脈から理解できよう。かくして春秋的な三段構成の体制は戦国後期的な二段構成に戻り、分割された諸国も、楚以外は戦国後期の枠組みに回帰した。この状況下において劉邦は、混乱する諸国の調停者を演じたのである。皇帝推戴に際しての「存亡」・「継絶」といった評価は、決して虚言ではない。

それでは、冒頭に取り上げた「陳勝 已に死すと雖も、置遣する所の侯王將相 竟に秦を亡ぼすは、渉の事を首むるに由るなり」（陳渉世家）との評に立ち返りたい。注目すべきは、項羽の分封と同じく「侯王」の語が見えることである。李開元二〇〇〇は、漢代では諸侯王の源流が項羽の分封体制にあることは明言されなかったとするが（二二〇頁）、『史記』は漢代諸侯王国の起源を遡って陳渉に求めている。「張楚の法統」を論ずるならば、官爵等における禁制使用にとどまらず、『史記』のこの認識を踏まえるべきであろう。前漢は当初、関中を拠点とした漢王朝と諸侯王国の連合体として形成されたものである。陳渉の顕彰は、かかる前漢国家の源流を正統化するものだった。かつて陳渉の叛乱は「農民叛乱」として評価されてきたが、同時代の視点から捉えてみれば、陳渉の存在は漢にとつて都合がよい。陳渉の足跡が確認されない碭に冢墓が置かれ、前漢時代を通じて祭祀がなされつづけた背景もここにある。そもそも碭に縁を有するのは、懐王によつて碭郡長に任じられた劉邦であるのだから。

もともと陳渉祭祀は、王莽期以降には途絶えた。『漢書』陳勝項籍伝はこの事実を「高祖時 勝の為に守冢を碭に置き、今に至るも血食す。王莽敗れ、乃ち絶ゆ」と記す。傍線部以外は『史記』の引き写しで、文も前後で矛盾することから、この箇所は顔師古に批難されている。<sup>②</sup>だが『漢書』の秦末楚漢の諸侯に纏わる記述は基本的に『史記』世家・列伝と同文であり、より詳細な月表からの補足もない。追補されるだけ、陳勝項籍伝は「まし」である。紀年紀月の記載などの改訂が施された本紀と比べてこの差は著しく、明らかに『漢書』はこの時期の諸侯への関心を喪失している。要するに漢帝國を諸侯王国との連合体とする觀念の後退が、歴史記述にも反映されたのである。従来の秦漢史は、このような『漢書』の歴史認識の延長に立ってきた傾向があるが、これを相対化する視点が求められよう。

① 第一章に見たように、この逸話の史実性は疑問だが、『史記』成書当時までの「常識」が反映されたものでもあろう。

### 参考文献

〈和文〉

- 阿部幸信二〇〇八「漢初「郡国制」再考」(『日本秦漢史学会会報』九 五三―一八〇頁)。
- 大柳敦弘一九九五「統一前夜——戦国後期の「国際」秩序——」(『名古屋大学東洋史研究報告』一九一―二五頁)。
- 太田幸男二〇〇七「中国古代国家形成史論」汲古書院。
- 太田麻衣子二〇〇九「鄂君啓節からみた楚の東漸」(『東洋史研究』六八 一一―一三三頁)。
- 太田麻衣子二〇一二「越の淮北進出とその滅亡——「劉邦集団」楚人説再検討のために——」(『古代文化』六四―三七六―一九七頁)。
- 大庭脩一九八二「秦漢法制史の研究」創文社。
- 小竹文夫・小竹武夫一九九五「史記4 世家下」筑摩書房 ちくま学芸文庫 原著は一九七二年刊行。
- 木村正雄一九七九「中国古代農民叛乱の研究」東京大学出版会。
- 影山剛一九六〇「陳涉の乱について 秦末の乱序説 第一章」(『福井大学学芸学部紀要(第三部)』一〇二五―四四頁)。
- 栗原朋信一九七八「惟漢三年大并天下」瓦当についての小考」[『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館。
- 佐々木仁志二〇一三「義帝約」考」(『集刊東洋学』一〇九 一一―二二頁)。
- 佐竹靖彦二〇一〇「項羽」中央公論新社。
- 柴田昇二〇一一「陳涉論ノート——陳勝呉広の乱をめぐる集団・地域・史料——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三五 九七―一四四頁)。
- ② 「漢書」陳勝項籍伝 師古注「至今血食者、司馬遷作史記本語也。莽敗乃絶者、班固之詞也。於文為衍、蓋失不刪耳」。
- 柴田昇二〇一二a「秦末の抵抗運動」(『吉尾寛編「民衆反乱と中華世界」汲古書院)。
- 柴田昇二〇一二b「項羽政権の成立」(『人文論集(静岡大学人文社会科学部)』六三―一七五―一〇〇頁)。
- 柴田昇二〇一三「劉邦集団の成長過程」(『海南史学』五一 一一―一九頁)。
- 杉村伸二二〇〇五「郡国制の再検討」(『日本秦漢史学会会報』六一 二五頁)。
- 鷹取祐司一九九四「漢代三老の変化と教化」(『東洋史研究』五三―一二 一―一三三頁)。
- 榑身智志二〇一〇「漢初における郡国制の形成と展開——諸侯王の性質変化をめぐって——」(『古代文化』六二―一―二〇頁)。
- 藤堂明保監修・福島中郎訳一九八四「中国の古典12 史記2」学習研究社。
- 西嶋定生一九四九「中国古代帝国形成の一考察——漢の高祖とその功臣」(『歴史学研究』一四一 一―一五頁)。
- 野口定男等一九六九「史記(中)」平凡社。
- 藤田勝久二〇〇六「項羽と劉邦の時代 秦漢帝国興亡史」講談社。
- 増淵龍夫一九五一「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」[『新版中国古代の社会と国家』岩波書店 一九九六。
- 松崎つね子一九六九「陳涉・呉広の乱を起点とする社会的変動——秦漢交替期の一考察——」(『駿台史学』二五 五七―一〇〇頁)。
- 松島隆真二〇一〇「漢王朝の成立——爵を手がかりに——」(『東洋史研究』六九 二一―三〇頁)。

松島隆真二〇一三「『劉邦集團』と『郡国制』をめぐる問題——漢初政治史復元のために」〔『中国史学』二二二—二二五—二四—頁〕。

守屋美都雄一九五二「漢の高祖集團の性格について」〔『中国古代の家族と国家』京都大学文学部内東洋史研究会一九六八所収〕。

守屋美都雄一九五五「父老」〔守屋前掲書所収〕。

吉本道雅二〇〇三「墨子兵技巧諸篇小考」〔『東洋史研究』六二—二三—二—五九頁〕。

吉本道雅二〇〇五「中国先秦史の研究」京都大学学術出版会。

李開元一九九八「秦末漢初の王国」李開元二〇〇〇第三章所収（原載

「秦末漢初の王国和王者」『燕京学報』新第五期）。

李開元二〇〇〇「漢帝国の成立と劉邦集團」汲古書院。

〈中文〉

岑仲勉一九五八「墨子城守各篇簡注」古籍出版社。

陳蘇鎮二〇〇一「漢代政治与《春秋》学」中国廣播電視出版社。

廖伯源一九九七「試從爵邑制度論楚漢相争之勝負」『歷史与制度——漢代政治制度試釈』香港教育圖書公司。

劉和惠一九九五「楚文化的東漸」湖北教育出版社。

漆俠一九七九「秦漢農民戰爭史」生活・讀書・新知三聯書店（共著。原著は一九六二年に同社から刊行。本書は改定版）。

譚其驥一九八二「中国歴史地圖集 第二冊」中国地圖出版社。

田余慶一九九三「説張楚」『秦漢魏晉史探微』中華書局。

辛德勇二〇〇五「歷史的空間与空間的歷史」北京師範大学出版社。

周振鶴一九八四「楚漢諸侯疆域考」〔『中華文史論叢』三二—四七—五八頁〕。

（京都大学大学院文学研究科博士課程修了）

# The Multi-State System and Legitimacy in the Period from Chen She to Liu Bang

by

MATSUSHIMA Tatsuma

The collapse of the Qin Empire was precipitated by the uprising of Chen She (Chen Sheng), and the subsequent period of upheaval continued for eight years until the victory of Liu Bang in the struggle with Xiang Yu. In regard to the situation during this period, many scholars regard it as a throwback to the situation that prevailed during the latter part of the Warring States period, and in recent years some have also addressed Xiang Yu's feudal system of eighteen kings considering it the origin of the Western Han commandery and principality system. However, sufficient research has not been conducted into the mechanism of this recurrence of the framework of the latter Warring States period. From this standpoint, the author attempts to grasp the state of the circumstances of sudden rise of various kingdoms after Chen She's uprising in terms of the relationships among multiple states.

As an initial step, I first examine the revival of the Six Kingdoms that had been destroyed by Shihuang-di after the start of the revolt and the course of the establishment of the kings. This period is generally regarded as one in which it was even possible for a person whose roots were not in royalty or the nobility prior to the Warring States period to call himself a king, and that the principle that made their behavior possible has thought to have been derived from their own achievements and character. However, as a result of the considerations made in this paper, it is clear that the principle that made it possible to become a king cannot be confirmed in internal domestic matters. I made clear that the framework of the multiple coexisting states led by the kings could be seen as the fundamental element and that the character of the legitimacy of the kings' position was established solely confirmed by receiving the recognition of kings of other states in the same system.

The multi-state system that appeared after the uprising of Chen She was defined and formed by the late Warring States period framework in which

the Qin and Six Kingdoms coexisted, but at the core of this system was the existent of one king who could be called the first among equals. And this first among equals—traditionally the King of Zhou, the Son of Heaven—was precisely the one person who could ultimately confirm the legitimacy of kings of other states, and under the multi-state system of the latter part of the Warring States period, he held not only the authority to recognize legitimacy but was also a leader (從長) who could initiate military action leading multiple states.

Conversely, examining the Xiang Yu's feudalism of the eighteen kings from the above angle, his system, son of heaven, hegemon, feudal lords, i.e., the Spring-and-Autumn-period, tri-level structure that existed until the middle of the Warring States period, was greatly different from the bi-level system of the latter part of the Warring States period. However, on the other hand, the new system of Xiang Yu that at first glance seems extreme was also constrained by the multi-state system that followed the uprising of Chen She. In addition, the primary cause of the devastating collapse of Xiang Yu's new system was that it was established on measures such as the divisions into various states and the movement of Wei that were politically ill-considered, but in contrast behind the appearance of such a system was the struggle between Xiang Yu's policy and the multi-state system that appeared in the latter half of the Warring States period after Chen She. In this way, the system of Xiang Yu led to a return to the situation of the latter part of the Warring States period shortly after it was initiated, and eventually the death of Xiang Yu in battle and the accession of Liu Bang to emperor.

## Images and Reality of *Synodi* in the Merovingian Era (a. 511-614)

by

TATSUKAWA James

In Roman-era sources the terms *synodus* and *concilium*, commonly known as Church councils, were used interchangeably to denote religious assemblies attended by the clergy; in these assemblies canons were promulgated, clerics disciplined, and issues of dogma discussed. Roman Gaul in particular, especially during the fourth and fifth centuries, was a region